

○ 長崎県建設工事簡易工事応募型指名競争入札試行実施要綱

平成15年6月20日15監第147号
最終改正 令和3年3月2日2建企第617号

(目的)

第1条 長崎県が発注する建設工事において、建設業者の技術的適性及び入札参加意欲を反映させるとともに、指名競争入札の客観性及び透明性を高めるため、この要綱に基づき簡易工事応募型指名競争入札の試行を実施する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 簡易工事応募型指名競争入札 工事毎にあらかじめ一定の資格要件を定めて公募し、技術者の配置、当該工事と同種の工事の施工実績その他の施工技術力を勘案して指名する入札の方式をいう。
- (2) 対象工事 第3条に規定する建設工事をいう。
- (3) 関係部 部の設置に関する条例(昭和28年長崎県条例第1号)に規定する部のうち、総務部、県民生活環境部、水産部、農林部及び土木部をいう。
- (4) 関係部等 関係部及び教育庁並びに警察本部をいう。
- (5) 事務所 関係部等の建設工事に係る入札事務を執行する課若しくは室、長崎県振興局設置条例(平成21年長崎県条例第11号)に規定する振興局又は長崎県組織規則(昭和46年長崎県規則第35号)第26条の表の県民生活環境部の項、水産部の項、農林部の項若しくは土木部の項に掲げる地方機関及び教育庁の教育機関で建設工事に係る入札事務を執行する事務所等をいう。
- (6) 競争参加資格委員会 関係部等及び事務所において、別に定めるところにより設置した、建設工事に係る競争入札の参加資格の審査に係る委員会をいう。
- (7) 設計図書等 契約書案、図面、仕様書、現場説明書、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに必要な情報が記載された資料(以下「参考資料」という。)等をいう。
- (8) 総合数値 建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値(ただし、平成16年3月1日前に経営事項審査の申請を行ったものにあつては、総合評点をいう。)に、別に定める主観的審査事項の審査結果を加えた数値をいう。

(対象とする工事)

第3条 長崎県が発注する、設計金額が原則として1千万円以上で長崎県建設工事一般競争入札実施要綱(平成15年6月27日長崎県告示第780号)第2条第1項第1号による設計金額未滿の建設工事とする。

(入札応募者の資格要件)

第4条 対象工事の入札に応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- (1) 長崎県建設工事入札参加資格審査申請書(以下「審査申請書」という。)を適切に提出した者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の11第1項の規定において準用する同令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りでない。
- (3) 発注工種について、第7条第1項の規定による申請書の提出期限の日から入札期日までの間において、経営事項審査の有効期間が満了するものでないこと。
- (4) 第7条第1項の規定による申請書の提出期限の日から入札期日までの間において、知事から指名停止又は指名除外の措置を受け、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) 第7条第1項の規定による申請書の提出期限の日及び入札期日以前6月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 第7条第1項の規定による競争参加資格確認申請の提出期限の日において、会社法(平成17年法律第86号)第475号又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。)でないこと。

- (7) 他の入札参加希望者と一定の系列関係（資本的關係又は人的關係をいう。）がある者でないこと。
- (8) 総合数値又は総合評定値が一定の点数以上であること。
- (9) 工事現場に配置できる一定の資格を持つ技術者を有すること。
- (10) 工事成績評定点に関し、別に定める基準に該当する者でないこと。

2 前項に規定するもののほか、必要な資格要件は、競争参加資格委員会において定めるものとする。

（入札応募資格設定調書の作成等）

第5条 対象工事が見込まれるときは、工事担当主務課長は、入札応募資格設定調書（様式第1号）を作成し、当該事務所の競争参加資格委員会に提出する。

（入札応募の公告）

第6条 第4条の規定による資格要件等の入札応募に係る公告（以下「入札公告」という。）は、当該事務所における掲示の方法により行うものとする。

2 対象工事の所管事務所は、入札応募を希望する者に当該工事の入札公告文の写し、第7条に規定する申請書及び添付書類の諸様式を配布するものとする。

3 前項に規定する諸様式等の配布期間、配付場所及び配付方法は入札公告において明らかにするものとする。

（入札応募の手續）

第7条 対象工事の入札応募を希望する者（以下「応募者」という。）は、入札公告の日の翌日から起算して10日（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、簡易工事応募型指名競争入札参加申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出先は工事を所管する事務所とし、提出部数は2部とする。

3 申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 同種工事の施工実績表（様式第3号）

(2) 配置予定技術者等の資格及び工事経験表（様式第4号）

(3) 対象工事の業種に対応する許可に係る建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し

(4) 総合評定値通知書（ただし、平成16年3月1日前に経営事項審査の申請を行ったものにあつては、経営事項審査結果通知書）の写し

(5) その他競争参加資格委員会において定めるもの

4 申請書及び添付書類の作成に要する費用は、応募者の負担とし、これらの書類は、返却しないものとする。この場合において、申請書及び添付書類の内容を公表し又は無断で他の用途に使用してはならない。

（入札の中止）

第8条 対象工事において、第9条第2項の規定に基づき指名する入札参加者数が3者に満たない場合は、当該工事の入札は行わない。

（入札参加者の指名）

第9条 工事担当主務課長は、申請書の提出があつた者について、簡易工事応募型指名競争入札参加申請書提出者一覧表（様式第5号）を作成し、当該事務所の競争参加資格委員会に提出するものとする。

2 入札参加者の指名は、当該事務所の競争参加資格委員会の審査を経て、当該事務所の建設工事指名審査委員会において行う。

3 入札参加者の指名数は、20者以内とする。

4 第2項の規定により入札参加者の指名が決定した場合は、指名となつた者に対しては入札執行通知書により、指名とならなかつた者に対しては簡易工事応募型指名競争入札参加者非指名通知書（様式第6号）により通知する。

（非指名理由の説明）

第10条 入札参加者の指名とならなかつた者は、別に定める長崎県建設工事苦情処理手続要綱の規定に基づき、指名とならなかつた理由について説明を求めることができる。

（設計図書等の配布）

第11条 設計図書等の配布期間、配布場所及び配布方法は入札公告において明らかにするものとする。

2 設計図書等の配布にあつては、実費を徴収することができるものとする。この場合においては、その旨を入札公告において明らかにするものとする。

（設計図書等に対する質問及び回答）

第12条 第9条第4項の規定により指名の通知を受けた者は、設計図書等について、質問をすることができる。

2 前項の質問は、入札期日の5日（休日を除く。）前までに、別に定める方法により、第7条第2項に規定する提出窓口に提出しなければならない。

3 質問に対する回答は、前項の規定による提出期限の日の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に、別に定める方法により、回答するものとする。

（現場説明会）

第13条 特に必要と認められる場合は、現場説明会を開催することができる。

（入札回数）

第14条 入札回数は、対象工事ごとに1回までとする。この場合において、入札の結果、落札者がいない場合においても、随意契約による当該工事の契約は行わない。

（最低制限価格）

第15条 この要綱に定める簡易工事応募型指名競争入札においては、最低制限価格を設定するものとする。

（入札の無効）

第16条 申請書若しくは添付書類に虚偽の記載を行った者又は第9条第4項に規定する入札執行通知書を受けてから入札期日までの間において第4条の規定による資格要件を満たさなくなった者のした入札は、無効とする。

（下請負人報告）

第17条 対象工事の落札者は、当該工事の契約締結後下請負人と契約を締結したときは、速やかに仕様書で定める施工体系図を提出窓口に提出しなければならない。

2 対象工事の落札者は、当該工事が完成したときは、下請負人報告書（長崎県建設工事執行規則（昭和49年4月1日長崎県規則第30号）に定める様式第5号の3）を提出窓口に提出しなければならない。

（配置予定技術者）

第18条 対象工事の落札者は、第7条第3項第2号の規定により提出した書類に記載した技術者を当該工事の現場に配置するものとする。ただし、契約担任者の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 建設業法第26条第3項に該当する配置予定技術者は、当該入札応募者と直接的かつ恒常的な雇用関係になければならない。

（入札結果一覧表等の公表）

第19条 入札の結果は、入札結果一覧表を事務所において閲覧に供する方法により、公表するものとする。

2 事務所の長は、落札者の決定後遅滞なく、入札結果一覧表（第9条第2項の規定により指名とならなかった者があ
る場合においては、簡易工事応募型指名競争入札参加者非指名通知書（様式第6号）の写しを含む。）を作成しなければならない。

3 入札結果を公表する期間は、契約を締結した日の翌日から起算して1年間とする。

（提出期限等の特例）

第20条 事務所の競争参加資格委員会は、対象工事の緊急性が高く早期の着工を要する場合、その他正当な理由がある場合は、第7条第1項及び第12条第2項及び第3項の規定にかかわらず、提出期限、回答期限等を短縮し、又は延長することができる。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。（平成15年6月20日 15監第147号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。（平成16年2月23日 15監第527号）

この要綱は、平成16年12月10日から施行する。（平成16年12月3日 16監第330号）

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。（平成17年12月17日 16監第354号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。（平成17年2月25日 16監第458号）

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。（平成17年9月26日 17監第257号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。（平成18年2月27日 17監第538号）

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。（平成18年4月28日 18監第76号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。（平成20年3月3日19建企第596号）

この要綱は、平成21年3月25日から施行する。（平成21年3月25日20建企第849号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。（令和3年3月2日2建企第617号）

競争参加資格委員会		
委員長	委員	工事担当 主務課長

競争参加資格委員会付議済 年 月 日	
-----------------------	--

年 月 日

事務所 _____

工事名				工種	
工事場所		工期		設計金額	
工事概要	工事目的				
	規模				
	構造形式				
	工法				
入札公告日		申請期限日		入札期日	
応募の資格要件					
見込み対象業者数					
現場説明会の有無・日程					
添付書類	(公告文案、位置図、平面図、断面図等)				

様式第2号（第7条関係）

簡易工事応募型指名競争入札参加申請書

年 月 日

かいの長 様

住 所 _____
商号又は名称 _____
代 表 者 名 _____

下記の工事に係る入札に参加したく、所定の書類を添えて申請いたします。
なお、公告された資格要件を満たしていること並びにこの申請書及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告日
- 2 工事番号
工事名
- 3 工事場所

同種工事の施工実績表

会 社 名 _____

工（工種・工法を指定する場合）

同種工事の条件		主任（監理）技術者
工 事 名 称 等	工 事 名 称	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所 (都道府県名・市町村名)	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
工 事 概 要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使用機材・数量	
	設 計 条 件	

(注) 1 施工実績は、代表的工事について1件掲載すること。

様式第4号（第7条関係）

配置予定技術者等の資格及び工事経験表

会 社 名 _____

職 名		
氏名（生年月日）		
最 終 学 歴		
法令による免許		
工 事 経 験 の 概 要	工 事 名 称	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所 （都道府県名・市町村名）	
	契 約 金 額	
	工 期	
	従 事 役 職	
	従 事 期 間	
	工 事 内 容	

（注）1 法令による免許については、免許を証明する書面の写しを添付すること。

様式第6号（第9条関係）

簡易工事応募型指名競争入札参加者非指名通知書

年 月 日

商号又は名称 _____
代 表 者 名 _____ 様

かいの長 印

貴社は、下記工事の入札参加者に指名されませんでしたので通知します。

記

1. 入札公告日
2. 工事番号
工事名
3. 非指名理由

なお、入札参加者に指名されなかった理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、年 月 日までに簡易工事応募型指名競争入札参加申請書の提出先へ、その旨を記載した書面を提出して行うこと。